

集積化MEMS技術研究会規約

平成20年6月1日施行

平成 21 年 1 月 19 日 一部改正、平成 22 年 3 月 18 日 一部改正

集積化MEMS技術研究会内規を次の通り定める。本内規に定めのない事項については応用物理学会研究会内規に準じるものとする。

1. 名 称

本研究会は、集積化MEMS技術研究会と称する。

2. 目 的

本研究会は、集積化MEMS技術研究の推進および国内普及をはかることを目的とする。

3. 事 業

本研究会は前項の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1) シンポジウム企画、研究会などの主催。
- 2) 案内、お知らせの WEB 上での広報活動。
- 3) その他本研究会の目的達成に必要な事業。

4. 会 員

1) 本研究会は、前項の目的に賛同する下記の会員により組織する。

1-1) 特別会員

1-2) 応用物理学会会員以外(A会員)

1-3) 応用物理学会会員(B会員)

1-4) 賛助会員

1-5) 学生(学生会員)

2) 本研究会の名誉を棄損し、また研究会の目的に反するような行動があったとき、および会費滞納が 2 か年以上になる場合は、研究会会員を除名することができる。

3) 特別会員とは、委員長が指名し認めた会員とする。また、特別会員はアドバイザーとして本研究会の組織に帰属する。ただし、本研究会に対してなんら義務を負うものではなく、可能な範囲の活動を行うものとする。

5. 会 費

1) 研究会員は、次年度年会費を前年度3月末日までに所定の銀行口座に納めるものとする。(ただし、本会費は応用物理学会会費とは異なる)

2) A会員、B会員、賛助会員の会費は別途付則により定める。特別会員、学生会員の年会費は無料とする。

6. 運営委員会

1) 本研究会に次の役員をおく。

1-1) 委員長、副委員長、幹事、事務局、会計、広報、企画運営委員からなる。

2) 運営委員会は、役員をもって組織し、会の運営をつかさどる。

3) 委員長は、運営委員会会務を総括し、委員会の開催、規則の制定および改定、役員の選任、事業計画、事業報告、収支予算・決算、その他重要事項の承認を求める。副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。幹事は、企画運営を推進する。運営委員会を円滑に推進するために事務局を統括する。事務局は、運営委員会の運営管理を行い、各種資料作成、情報管理を行う。また、議事録を始め研究会

運営に伴う報告書類の作成管理を行う。さらに、対外的な対応及び会員の窓口として業務を実施する。広報は、ホームページの管理更新、パンフ作成により宣伝アピール活動を行う。会計は年度毎に予算案を立案、会計報告を行う。また、入会担当も兼務とする。運営委員は企画を担当し幹事を補佐する。運営を行うにあたり各運営担務内容が重複することを認め互いに協力的に円滑に進めるものとする。

4) 役員の選任は次による。

4-1) 委員長は、運営委員会の過半数の賛同により決定する。

4-2) 副委員長、幹事、事務局、会計、広報、企画運営委員は、委員長が指名する。

4-3) 役員の任期は年度毎もしくは必要に応じて運営委員会が見直しを行う。

5) 役員は本研究会の会員とする。

6) 役員の任期は次の通りとする。

委員長、副委員長、幹事、事務局、会計、広報、企画運営委員、1年(再選を妨げない)

7. 会 計

本会の事業遂行に要する費用は 学会援助金、会費、寄付金およびその他の収入による。研究会の資産は研究会に帰属する。

7-1) 本会の終結に伴う会費残金は、応用物理学会に帰属するものとする。

8. 改 定

運営委員会は、必要と認めた場合、委任状を含めその過半数の賛成による議決をもって、本内規を改定することができる。

9. 本研究会の時限

年度毎研究会継続について運営委員会において審議する。

付則

1) 本規則は平成20年6月1日より実施する。

2) A会員及びB会員の年会費は2000円、賛助会員は20000円とする。

3) 入会の時期により、会費を以下に定める。4－9月末までの期間中の入会は会費を一年分とする。10月から12月末までの期間中の入会は半額とする。1月から3月末までの期間中の入会は、当年度分の会費を無料とし、次年度会費として扱い1年分とする。

4) 付則第三項の適用は平成21年1月から適用とする。

規約改定

1) 本規則は平成22年3月18日に改定する。

注記 本規約改定を実施するとともに、応用物理学会会員への加入については研究会会員の自主判断にゆだねるものとする。